

平成19年 第8回

教育委員会臨時会会議録

平成19年10月23日(火)

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2247号

平成19年第8回臨時会

日 時 平成19年10月23日(火) 午前10時2分 開会

場 所 教育委員会室

「出席委員」	委 員 長	小 島 洋 祐
	委 員	横 矢 真 理
	委 員	五味原 康
	委 員	澤 孝一郎
	教 育 長	高 橋 良 祐

「説明のため出席した事務局職員」	次 長	川 畑 青 史
	庶 務 課 長	山 本 修
	教育政策担当課長	堀 二三雄
	学校施設計画担当課長	野 澤 靖 弘
	学 務 課 長	安 部 典 子
	生涯学習推進課長	佐 藤 國 治
	図書・文化財課長	宮 内 光 雄
	指 導 室 長	藤 井 千 恵 子

「書 記」	庶務課庶務係長	岡 田 圭 子
	庶務課庶務係主事	荻 原 幸 子

「議題等」

第1 審議事項

- 1 議案第29号 港区指導主事の旅費支給規程の一部改正について
- 2 議案第30号 港区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について
- 3 議案第31号 平成19年度港区指定文化財の指定について

第2 教育長報告事項

- 1 学校給食調理業務の委託について

第3 協議事項

- 1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて
 - (1) 学校教育の環境整備について
 - (2) 社会教育の施策について

「開 会」

○小島委員長 おはようございます。

平成19年第8回港区教育委員会臨時会を開会いたします。

(午前10時02分)

「署名委員」

○小島委員長 本日の署名委員は、高橋委員、お願いいたします。

第1 審議事項

1 議案第29号 港区指導主事の旅費支給規程の一部改正について

○小島委員長 それでは、早速日程に入ります。日程第1の第1番、審議事項の第1として、議案第29号 港区指導主事の旅費支給規程の一部改正について、庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、議案第29号 港区指導主事の旅費支給規程の一部改正についてご説明を申し上げます。

恐れ入ります、資料ナンバーの1番をご覧いただきたいと思います。議案第29号でございます。

1ページ目をお開きいただきたいと思います。改正の内容でございます。現行上で、第12条を第13条とし、第11条の次に第12条として次の一条を加えるということで、身体に障害のある職員の旅費の規定を整備するものでございます。内容につきましては、身体に障害のある職員が公務により旅行する場合(研修受講及び健康診断受診等のために旅行する場合を含む。)に自家用車を使用することについて必要な事項は、別に定めるという規定を設けるものでございます。

この訓令につきましては、平成19年11月1日から施行する予定でございます。

恐れ入りますが、この議案、右上のホッチキスでとめておりますけれども、一番最後のページの8ページ、9ページをお開きいただきたいと思います。実は、この一部改正に先立ちまして、別の部分の規程を一部改正してございます。これにつきましては、9月28日付教育長専決ということで改正をしている内容でございます。これは9月いっぱいまで郵政公社がなくなりまして、10月1日からは民営化されました。これにつきまして、関連する規程がございましたので、この部分を10月1日から施行ということで、郵政公社関連の規程を改正したものでございます。

9ページ目の表をご覧いただきたいと思います。改正の内容でございますけれども、第8条の部分でございます。第3の陸路ということでございますが、現行の部分をご覧いただくと、下の段ですけれども、日本郵政公社の調べにかかわる郵便路線図に掲げる路程というのがございます。実はこの第8条の1というのは、鉄道に関する規程が設けられております。要は鉄道事業法に規定する運賃算出表でございます。これに掲げる路程で運賃を計算する。2号につきましては、水路ということで、海上保安庁調べによる距離表に掲げる水路ということで規定がございまして、3の陸路というのは、これは身体に障害がある方が出張するときに自家用車を使用する場合の規定ということで規定をされております。この部分を日本郵政公社の調べに書かれているものを、地方公共団体の長以下に改正しております。

ちょっとこれをご覧いただきたいと思うのですが、これは芝郵便局でつくっております陸路の表でございます。郵便配達で使うと思うのですが、地域にある特定郵便局と親局の芝郵便局の間で距離がありまして、この一番身近なところから自家用車で行く場合は距離を計算する。それで1リットルあたりいくら払いますという規定を定めております。これは古いといえば古いのですけれども、こういう表をいただきまして、これにのっとって自家用車で出張する場合のガソリンの支給の規定にしております。今後、郵政が民営化されたということで、この表をつくる予定はないということでございますので、これに伴いまして専決をさせていただきました。これが障害者の方の旅行に関する部分でございます。

現行の方では、1から3も一括して、これができない場合は第2項ということで、前項の規定に寄りがない場合はということで、身体に障害がある方がと最終的に含めて一元的に包括しておりますけれども、改正の中ではそれを分けまして、第8条の2項では、前項1、2号の規定によりがない場合は3号というような形で分けております。この部分の規定の整備ということで専決したものでございます。

大変恐縮です、もとにお戻りいただきたいと思っております。この議案の2ページ目をご覧いただきたいと思っております。新旧対照表がございます。上段が改正案、下段が現行でございます。第12条ということで、新たに身体に障害のある職員の旅費ということで規定を設けるものでございます。身体に障害がある職員が、公務により旅行する場合には、自家用車を使用することについて必要な事項は別に定めるということです。実はこういうふうに陸路ということで、あらかじめ障害者に対応する規定があるにもかかわらず、本則の中でこの部分を受けとめる規定がなかったということで、12条に規定をしたものでございます。別に定めるという中身につきましては、3ページ目でございます、幼稚園教職員及び指導主事に係る自家用車使用による公務旅行に関する取扱基準という形で、具体的な中身につきましては整備をしております。

なお、区長部局におきましては、自家用車使用によるということだけで、ここから先の部分だけなのですが、自家用車使用による公務旅行に関する取扱基準というのは、区長が任命する職員に関して適用されるというのがございますので、教育委員会におきましては、幼稚園教職員及び指導主事ということで冠をつけまして、ここに属する職員で、身体に障害のある職員が旅行する場合の規定ということで全体を整備したものでございます。

この規程につきましては、平成19年11月1日から施行する予定でございます。なお、これに関するいろいろな取扱基準につきましても整備をしております。

説明については、大変雑駁でございますが、以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対し、ご質問のある方、どうぞお願いいたします。

○五味原委員 不勉強で申しわけないのですが、この電子計算組織による処理の特例とはどういう意味ですか。

○庶務課長 電子計算組織による処理の特例ということでございますけれども、通常の旅費計算は昔は手書きでやっていたのですが、今は文書システムによって起案を起こすことができます。文書管理システムを用いてできるということです。

ただ、幼稚園とか指導主事の環境の中ではまだこれが十分整備されていないところがございますので、一部手書きによるものが残りますので、特例という扱いをしております。

○小島委員長 そのほかございますか。

○澤委員 規程の改正の本質的なことではないのですけれども、先ほど課長から第8条の1、2で省略されたもので、鉄道、水路という話があったので、空路というのはどうなっているのかというのが常識的な疑問なのですけれども。

○庶務課長 通常、私どもの出張というのは、鉄道です。あと船によるものということで記載されておりまして、本州を越える場合については空路という。つまり、北海道、四国、九州に行く場合は飛行機が可能だという規程がございます。ただ、これまでの流れの中では、通常はそういう出張はないという扱いでございます。あるときは水路で行くということが原則です。

○小島委員長 横浜港から。

○五味原委員 四国もみんな鉄道で行かれる。

○庶務課長 私の経験で大変申しわけないです。私もかつていろいろな仕事の中で、広島などに行ったことがあります。当時の旅費規程でやった結果、飛行機は認められませんでした。本州の間は全て鉄道で行く、あるいは水路で行くということが原則で、飛行機は使用ができないと。また職制の中で、北海道、四国、九州へ行くということはほとんどございませんで、そういう規程はございません。

○小島委員長 ただ、澤委員が心配するように、今後沖縄とか行く可能性が出てくるから、空路も決めておいた方がいいのではないですか。

○澤委員 本質的なことではないのですけれども。

○小島委員長 あとこの本議案の一番後ろの9ページは、初めの規程の何をを使うときに使うのですか。本件の現物支給規程がありますよね。これを適用、何条がこの一番9ページの支給規程を援用しているのですか。第12条ですか。

○庶務課長 ご指摘のとおり、第12条でございます。まず陸路というのが、その他寄りがたい場合についてはということで、これは障害を持っている方の規程でございます。では、具体的にその障害のある方はどうするのですかということにつきましては12条です。別に定めますよという形なのです。別に定めるのが取扱規程という、このような落とし込みになっています。

○小島委員長 それから先ほどの、教育長の専決ということなのですが、教育長が専決できる規程というか、範囲はおよそどの程度の範囲まで専決できるのですか。専決できるものとできないものがあるのですか。

○庶務課長 原則的には緊急を要するもの。そのときに施行しないと本当に間に合わない、緊急を要するものと、あと具体的な概念はございませんけれども、軽易なものと規定されております。

今回、10月1日から郵政民営化ということになりましたので、それ以降の公布ですと確実にずれが生じてしまうということで、緊急を要するということで、9月28日に専決をさせていただきました。

○小島委員長 緊急と軽易は「及び」ですか、「または」ですか。

○庶務課長 「または」です。

○小島委員長 それで専決したので、本日の教育委員会に報告するということになるのですね。ほかに何かご質問ございますか。

なければ、これより採決に入ります。議案第29号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第29号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第30号 港区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について

○小島委員長 続きまして、議案第30号 港区幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について、庶務課長、お願いします。

○庶務課長 それでは、資料ナンバー2、議案第30号 港区幼稚園教育職員の旅費支給の一部改正について、をご覧くださいと思います。紙をお開きいただきまして1ページ目でございます。

改正する規程の内容でございます。第12条を第13条とし、第11条の次に次の一条を加えるということで、身体に障害のある職員の旅費ということで、第12条 身体に障害のある職員が公務により旅行する場合(研修受講及び健康診断受診等のために旅行する場合を含む。)に自家用車を使用することについて必要な事項であるということでございます。これは先ほどご決定をいただきました指導主事の旅費規程の一部改正と全く同じ内容、趣旨でございます。

次の2ページ目の表の新旧対照表につきましても全く同じ規程でございます。条項につきましても、偶然12条ということで一致しております。身体に障害ある職員の旅費に規程について規定をしているものでございます。

この事項につきましては、平成19年11月1日から施行する予定でございます。

また、3ページ目でございますけれども、これも9月28日付をもって教育長専決とさせていただきます。理由につきましても、10月1日から日本郵政公社の民営化ということで、これに伴う文言をつけ足してでございます。4ページ目の表の新旧対照表でございますけれども、旅程の計算ということで説明につきましては、先ほどと全く同じ内容でございます。以上です。

○小島委員長 本議案第30号は、先ほどの議案第29号と全く内容が同じですので、質問はよろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第30号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第30号については、原案どおり可決することに決定しました。

3 議案第31号 平成19年度港区指定文化財の指定について

○小島委員長 続きまして、議案第31号 平成19年度港区指定文化財の指定について、図書・文化財課長、お願いします。

○図書・文化財課長 それでは、議案第31号 平成19年度港区指定文化財の指定について、資料3に基づきましてご説明いたします。

7月10日の教育委員会におきまして、文化財保護審議会への諮問についてご決定をいただきました。8月1日に、教育委員会として3点、建造物、書籍、古文書について、港区文化財保護審議会に諮問をいたしました。さる10月12日の審議会におきまして、同審議会の会長からこの3件について、港区指定文化財に指定することが適当である旨の答申を受けました。2ページ目にその文書がございます。

3ページ目に入りますが、まず第1件目でございます。建造物、清正公堂及び山門です。山門は安政3年 1856年、清正公堂の方は慶応元年 1865年に再建されたものでございます。清正公堂は権現造の本殿部分を土蔵造とする近世の建物構成を継承した建物で、伝統的な意匠を引き継いでおり、近世以来の技術を伝えるものとして高く評価をされます。

また、山門は、現在の境内において最古の建築であり、近世以来の境内の構成を伝えております。

以上のことから覚林寺の清正公堂及び山門は区の指定に値すると考えられるということでございます。

それでは4ページ目。これは2件目になりますが、教育委員会で所蔵いたします勝海舟書画卷です。赤坂に長くお住まいになった勝海舟は、その生涯の中で、危機に瀕した四場面を3枚の水墨略図に自ら描いて残しました。長崎から幕府軍艦を江戸へ回航する途中、暴風に際会して遭難に瀕した場面。2点目が、脱走兵が住居近隣を襲った状況の場面。それから3番目が彰義隊残兵に侵入され発砲を受けたありさまを描いた場面、それと西郷隆盛と談判に当たった場面、この4回でございます。

港区にゆかりの深い勝海舟の直筆の書画でございまして、日本の歴史の中でも重要な場面を描いた図が含まれております。

それから、3件目でございますが、5ページになります。増上寺所蔵の源誉存心の関係の文書でございます。源誉は増上寺の十二世で、徳川家康江戸入府後間もないころから家康と関係を深めて、増上寺の寺格を知恩院と並ぶ浄土宗の大寺に発展させた人物でございます。増上寺所蔵の源誉関係文書は保存の状態は非常に良好です。増上寺を大寺院に発展させた源誉関係の文書は、記載されている文字情報としての歴史資料として貴重なだけでなく、料紙や筆跡、そして形態など古文学上でも貴重な文書と評価されるものです。

以上、3件、いずれも文化財として指定するにふさわしいとの答申を得ました。本案はこの答申に基づきまして、この3件について、平成19年度港区指定文化財として指定をするものでございます。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。この件も前の教育委員会でかなり議論したものですので、余りないかと思えます。何かありますか。

○澤委員 二つほど。これも本質的なことではありませんが、この1番目の清正公堂と山門という

のは、今の説明、資料の冒頭に、弘化2年ですか、1845年にお寺自体が全焼してしまったということなのですか。それで山門はその11年後の安政3年に再建されて、清正公堂も前からあって、それが結局20年後に再建されたとそういうことですか。

○図書・文化財課長 覚林寺そのものの本堂が清正公堂のような形に今現在はなっております、弘化2年の大火で覚林寺そのものは全焼してしまった。その後、山門が1856年、清正公堂が1865年に新たに建てられたということでございます。

○澤委員 この説明の中の薬医門というのはどういうものですか。

○図書・文化財課長 私も薬医門の意味まで即座にわかりませんので、次回にでもご報告させていただきます。

○澤委員 すみません。それとあと源普存応関係の文書は、本来幕府に提出したものなのですか。その写しが、いろいろあるでしょうけれども、朱印状というのは写しが残っていて、今の説明の中に、写しであっても、法的な効力を持つようなそういうものは、校正案文と称していると。これは昔の話ですか。中世ではそういう写しではあっても、法的な効力を持つものが校正案文と言われていたけれども、近世ではそういう言葉がないので、正写本と文書名を付しましたというのは、区の文化財課の方でそうしたということですか。

○図書・文化財課長 これは文化財保護審議会の中での話として、近世ではこれに対応する文書名がないので、正写本としましたということを行っているものでございます。

なお、寸分たがわぬものもつくっていたということのようでございますので、そういう価値もあるということでありませぬ。

○小島委員長 そのほかご質問ございますか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第31号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○小島委員長 ご異議なきものと認め、議案第31号については、原案どおり可決することに決定いたしました。

第2 教育長報告事項

1 学校給食調理業務の委託について

○小島委員長 続きまして、日程第2、教育長報告事項。

学校給食調理業務の委託について、学務課長、お願いします。

○学務課長 本日は資料を用意しておりません。口頭でのご報告をさせていただきたいと思っております。

学校給食調理業務の委託について、でございます。これまで、中学校の給食の委託化を進めてまいりました。平成16年度から開始しまして、今年度で9校終わる形になっております。港陽中学校が残っておりますが、港陽中学校につきましては、小中で親子給食になっておりますので、小学校の時期と併せながらやっていきたいと考えております。

平成20年度につきましても、委託校をふやしていきたいと考えております。区では保育園の給

食についても調理委託をかけていくということで、今職員団体側に提案している最中でございます。その提案の内容によりましては委託の場所が少し変わってくることから、今回まだ具体的な学校名はお示しすることができませんが、私どもとしては、小学校で2校程度開始したいと考えております。

都の基準では学校数の半数しか栄養士は来ないのですけれども、港区では委託化に先立って必ず非常勤職員の栄養士を採用しております。栄養士を配置した上で、食育及び給食指導の充実を図りながら実施したいと考えております。

委託が行う仕事としましては、食材料の検収、調理業務、配食、運搬、清掃などがございます。学校では献立の作成、食材料の発注、食調理の検査検食という部分を行っておりまして、給食の安全性、使う食材の安全性、献立の栄養バランスなどにつきましては学校で責任をもって対応しております。以上でございます。

○小島委員長 ただいまの説明に対して、質問ございますか。

○五味原委員 質問ではないのですけれども、私たちが学校訪問その他で中学校に行って、委託業務でやっている給食を食べながらいろいろとお話を伺うと、どこでも評判が非常にいいように思います。現実には、例えば学務課へ、もしくは指導室長のところへ、委託について反対するような話というのは出てきますか。

○学務課長 委託を開始する際に、どの学校でも実施しているのですけれども、試食会というのがありまして、保護者の方を含めて給食を食べて、意見等をお聞きしております。教育委員会事務局も行きまして、皆さんの様子を伺っております。基本的に非常に評判はいいと認識しております。また、給食が委託化されたことで、教育委員会の方にそのことについての問い合わせというのはありません。

○指導室長 私の方にもそういう声は今のところ届いておりません。

○小島委員長 ほかに質問ございますか。

○澤委員 確認ですけれども、先ほど学務課長の説明の中にあつたかと思えます。食材料の購入もやはり業者ですか。

○学務課長 食材料の購入は学校が行います。

○澤委員 最近、食材関係でいろいろな問題が起こっているのです、そこまで業者に任せるとちょっと不安だという気がしました。

○学務課長 食材料は保護者からいただいた給食費で学校が発注します。このほか教育委員会としましては、食材料の安全性というところもありますので、有機野菜、タマネギ、ニンジンとか、主要な野菜につきましては有機野菜を購入していこうということで、公費で賄っている部分もあります。また、お米につきましては半分、全学校で使う半分の量を公費で賄っておりまして、それも減農薬のお米ということで、各学校で使っております。

○五味原委員 今のお話を伺っていると、委託を受けている委託業者はただ労働力の提供だけですか。

○学務課長 基本的に作業、調理委託業務が主になります。それとほかに配缶と配食もお願いして

おりますので、その際に子どもたちと、ちょっとした会話をかわしながらやっているのが学校の状況のようでございます。

○小島委員長 やはり、同じ食材でも調理の仕方でおいしさが違うのであって、やはり単純労働ではない。

○学務課長 給食の委託会社というのは、量の給食を時間までに仕上げる技術がないと、単に賄いだけではなかなか難しいです。それと専門的な技術を持った会社という形で、こちらの方は選考しております。

○小島委員長 学校の給食職員と保育園の給食職員は、身分的に全く同じ人なのですか。

○学務課長 区の職員という形では同じでございます。

○小島委員長 そうすると、配置計画もそちらと当然連動する。今のお話ですと、小学校2校程度ですから、19校なのですが、およそ10年かけて全校を委託化するという考えですか。それともまだそこは考えていないのですか。

○学務課長 保育園と合わせますと給食の職員は140人程度です。保育園が開始するということになりますと、当然、学校の委託のペースが遅くなる可能性がありますので、10年では完了しない。退職補充という形で今進めていますので、そういった部分の変更がない限りは、スピードアップはなかなか難しいと考えられます。

○小島委員長 なかなか評判もいいし、いろいろな面でメリットが多いということであれば、若干でもスピードアップした方がいいのかという気もします。そのほかございますか。

○次長 補足いたしますと、前回の決算特別委員会で給食の委託について論議がございました。今の学校給食の委託が、いわゆる最近、近年新聞とかで言われている偽装請負ということはないかという趣旨のご質問の件です。私どもは、これ全国全てそうなのですけれども、請負契約という形をとっています。請負というのは、ある指定された時間までに指定された食材と献立のもとで、指定された食数をきちんと調理し、配缶をするという請負契約です。したがって、調理場の中で100食なら100食を11時40分までにつくるということなので、法的には何ら問題はありません。

ただし、では調理の業者の方がつくっているだけか。子どもとの触れ合いがないのかとか、あるいは各クラスに行って、子どもの感想を聞いたりするとなると、これはこの直営の調理士から派遣を受けた調理士に変わるという概念になりますので、これは労働者派遣事業法の適用になる。したがって、余りそういうところに踏み込むことは現行ではできない。あくまでも指定された時間に指定された食数をつくるというところまでが現行の法制度の中での業務となっておりますので、現行が何ら悪いわけではありませんけれども、もう少し食育の中で踏み込んだ形になると請負ではなくて派遣となってきますので、これは法的にいろいろ問題があります。

○小島委員長 その議員が、今の港区の委託の実態を踏まえて、偽装請負ではないのかという質問をしたということなのですが、何をとらえて偽装請負と言うのですか。

○学務課長 具体的には調理場という場所を使って調理をしてもらっているわけですが、調理場にはいろいろな機材もあります。そういったものの貸与契約、有償の貸付、基本的には事業者

が自分で資材を調達して、言われたものを完成させるというのが請負契約の基本的な考え方があると思います。そこの調理場という所をどういう形でふだん使われているのかというご質問から始まって、そういったものの、今それは基本的には無償でお貸ししていますし、そこでやってくださいということで契約していますし、それについて何ら対価的なものは受け取っておりませんし、そこにある機材については全て区がメンテナンスもかけている。それについて、有償契約を取り交わしていないのは、請負契約としてはいかがなものかというご質問でした。

○小島委員長 請負ではなく派遣だと言いたいのですか。偽装請負ということは、請負の形をとっていながら請負ではないという趣旨でしょう。

○学務課長 違法な状態なので、これは是正するべきではないかということをおっしゃりたいのだと思います。それで、私どもとしましては、厚生労働省から、請負業務に当たるか否かという部分の基準が出ております。その中に確かに受託側で機材も含めて場所を調達しなさいというのは一つの項目としてはあります。ただ、その条件か、もしくは専門的な技能を有することというところのどちらかを満たす必要があるというのが基準であります。私どもとしては、給食というのはだれでもできる、どこの会社でも大丈夫ということではない。やはり学校給食というものの性格を理解し、その上大量の給食を時間までにつくるといった技術ですね。そういったものを持った会社と契約しているのであって、その専門性については十分満たされていますので、機材の貸与契約とか、それを有償でやらなくてはいけないという部分については必要ないであろうと考えています。

○小島委員長 その議員さんのおっしゃっているのは、偽装請負ということで、要するに教育委員会なり学校が来ている人の指揮、命令している。来ている人は単に命令された仕事を単純作業として行っているだけだと、実際は派遣である。区の教育委員会の予算を減らしているのだから、要するに正規の人を使わないで、派遣の人を使って安く上げていると、そういう意味ですか。

○学務課長 恐らくそういう意味ではないでしょうか。

○小島委員長 わかりました。偽装請負とは何を言いたいのかよく意味がわからなかったのです。

○次長 明らかに場合によっては労働者派遣事業法に違反するというような。

○小島委員長 そちらまでいったのですね。

○次長 やり方によっては微妙なところがあります。

○小島委員長 派遣事業の中に調理業務というのはありましたか。法律がどんどん改正されるので、派遣が認められる範囲は毎年変わっていくのでちょっとよくわかりません。

○学務課長 派遣を3年継続していた場合は3ヵ月あけなくてはならない。それなので、派遣ではなかなか学校というところは難しいということもあります。

学校給食の場合は、場所も独立してありますし、その中には細菌検査をした者でなくては入れないようになっていますので、普通の職員が入って行って指揮、命令というのは基本的に難しい場所です。今話題になっているような偽装請負、社会で話題になっているような偽装請負とは性格が違う、実態が異なると考えております。

○小島委員長 はい、わかりました。それでは、教育長報告事項でそのほかに何かありますか。特にございませんか。

第3 協議事項

1 港区における生涯教育の施策の方向づけについて

1 学校教育の環境整備について

○小島委員長 それでは次に日程第3の協議事項に移ります。

まず初めに、港区における生涯学習の施策の方向づけ、学校教育の環境整備について、教育政策担当課長、お願いします。

○教育政策担当課長 私の方から1点、報告させていただきます。公私立幼稚園の振興策についてでございます。今後、公私立幼稚園と振興計画の策定にあたりまして、検討会を11月を目処に立ち上げたいと考えております。公私立双方で委員を出し合いまして、さらに学識経験者、それからそれぞれ幼稚園関係者で検討組織を立ち上げて、向こう1年程度をかけて、年間8回程度会議を開き、その中で公私立の幼稚園の振興計画について検討を重ね、計画をつくっていきたいと考えております。

検討の内容といたしましては、幼児教育のあり方、公私立のあり方、それから私立幼稚園の振興策、これは私立幼稚園の振興補助金、それから保護者補助金も含まれます。それから、教員の資質向上、こういったものを中心に議論を重ねてまいりまして、来年度一定程度計画を策定したいと考えてございます。

なお、検討会の委員と具体的な検討事項については、次回以降の教育委員会で資料を提出し、ご報告をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○小島委員長 ただいまのご説明に対して、何か質問ございますか。

今、内容として、幼児教育のあり方というのですが、もうちょっと具体的にどのようなことを話し合って策定しようとしているのですか。その幼児教育のあり方というのは。

○教育政策担当課長 幼児教育のあり方といってもいろいろ多岐にわたっておりますけれども、現在の幼児教育について、公私立の中で、例えば3年保育だとか、預かり保育とか、またさまざまな事業を実施しております。その辺のことについて、公私立ともにざっくばらんに話し合って、港区の幼児教育の今後のあり方というものについて、お互いに合意できればいいと考えております。

○小島委員長 3年保育の問題とか、延長保育とか、そういうものの全体を話し合う。五味原委員、いかがですか。

○五味原委員 今のところ何とも。

○澤委員 この間、私立の幼稚園に通わせている保護者に対する補助金で請願者が来たときも思いましたけれども、やはり同じ港区の幼児の教育をそれぞれが責任持ってやっています。前から話があったと思いますけれども、そういう公私立間の情報交換とか、あるいはお互いに学ぶべきところがあるのではないかと、そういう、公私立幼稚園同士の交流とか、先生方の交流とか、そういうことは非常に大事なことです。それに対して、お金を出しておけばいいという、そういうことではないのでしょうか、今までも。ただ、具体的にそういうことは余り今までなかったような気がするのですが、公私立の連携という意味では具体的な第1歩といえますか、試みがスタートしたのか

と思います。委員長が心配されているように、そこで何を審議して、どういう成果が得られるのかということは今後の課題ですけれども、非常に前向きな取り組みでいいのではないかと思います。

○小島委員長 澤委員がおっしゃるように、教育委員会としては港区のお子さんは公立に通っていても私立の幼稚園でも、港区の区民のお子さんであることには変わりないのだから、その教育レベルをさらに底上げして充実したものにするという責務は当然あります。ですから、そういう観点から、公私立の今のお話し合いをするというのは大変いいことだと思います。

○教育長 今のお話のとおりなのですが、今まで私立幼稚園側と公立幼稚園側の話し合いというのは、ある意味条件的な話し合いが多かったように思います。そうではなくて、文部科学省の方も幼稚園の教育振興プログラムというものを大まかに示して、それについて各地域でもその振興プログラムを策定するようにというような、そういう方向性も打ち出されています。

その中で、港区としては、私立幼稚園側とともに、公立幼稚園を含めた幼児の教育をどうするかという根本的な問題も同時に話し合っていないと、この振興プログラムが実質的に質の高いものにはならないということで、話し合いが今後一番大切になってきます。こうなると、当然ながら公立幼稚園側で今まで十分とは言えなかった3年保育であるとか、あるいは預かり保育などを、1歩1歩今進めていますけれども、そういったものも区全体のその子どもの方向性として論議がしっかりとされていく、と同時に、私立幼稚園の振興策も同時に行っていくということになっていきますので、なかなか有意義な委員会になるのではないかと期待しています。

○小島委員長 先ほども述べましたように、教育委員会としても、港区のお子さん、私立に行っているからそれなりのレベルアップに貢献しなくてはいけないということなのですが、例えば、公立の先生、私立の先生と一緒に、保育力を高めるのはそれぞれ非常に大切だと思います。

ただ1点気になるのは、多分私立幼稚園の教育方針の、寄って立つところの建学方針とか、そういういろいろな面も教育委員会がどれだけ尊重してあげられるのかとか、そういう極めて根本的な問題があると思うのです。そこら辺はどうでしょうか。資金的な援助をしつつも、私立幼稚園の寄って立つ建学精神を尊重するとか、そういうところあたりはどうなるのですか。

○教育政策担当課長 私立幼稚園には、設立の形態として、宗教法人、学校法人、社団法人とさまざまな形がございます。ですから、今委員長がおっしゃったように、設立の趣旨がそれぞれございますので、この協議の中でそこまで踏み込んで一定の方向を出すということは、一定の限界はあるのかと思います。補助金についても、特にそういった宗教教育を促進するとか助長するという意味で補助しているものではありません。あくまで私立の経営、宗教的な教育というものは、それは主体的にされるべきであって、そこについて区が積極的に補助するというものではございませんので、この振興計画を進めていく中では、やはりその点については配慮していく必要があるかと考えております。

○小島委員長 そこら辺から何かいろいろ違った意見が出てくると、まずい面も出てくるのかという気もするのですけれども、そういう方向の話ではないでしょうね。

○指導室長 幼稚園には、幼稚園教育要領と小学校、中学校で言う学習指導要領と同様の幼稚園教育要領というのがありまして、それは私立もそうですし、芝浦のこども園でも、4、5歳について

は、幼稚園教育要領にのっとった教育活動をしております。教育の中身、それから先ほど教育長もおっしゃるように幼児教育アクションプランというのが国で出されて、それを作成するという動きは公立私立にかかわらず進められるべき中身が提示されておりますので、そうしたことで子どもたちのためにどうするかという話が多分ここで進めることができると考えております。

○小島委員長 そのほか政策担当課長の先ほどの話で質問ございますか。よろしいですか。

それでは、次に学務課長、お願いいたします。

○学務課長 本日のところ、継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 それではこの件につきましては、継続協議といたします。

2 社会教育の施策について

○小島委員長 続きまして、社会教育の施策について、生涯学習推進課長、お願いいたします。

○生涯学習推進課長 本日のところは、継続協議でお願いいたします。

○小島委員長 それではこの件につきましては、継続協議といたします。

本日の予定している案件は終わりましたので、ほかに何か。時間がまだありますので、何か説明しておきたいような案件はありますか。

○次長 前回ご説明した際に、各委員の方からもう少し整理して、というご意見がありましたのは、総合型スポーツでございます。まだ、設立されておりませんが、事業の概要あるいは事業計画は徐々にまとまりつつありますので、若干補足的な説明をします。

○生涯学習推進課長 それでは準備の設立運営委員会で作成したパンフレットをご覧いただきながら、若干補足説明をしたいと思います。

こちらのスポーツクラブですけれども、子どもからお年寄りまで、だれでもが気軽に楽しめるスポーツとして、スポーツ文化クラブを設立していくという趣旨でございます。今の事業計画の案の中で考えています内容としましては、想定の子会員として高校生以上の大人が大体60名、子ども、小中学生が40名。あとファミリー会員として大体10名を、およそ110名程度が当初会員になってくれるのではないかと想定をしております。

その中で会費の点でございますけれども、入会金として1,000円、大人と子ども1,000円というような形で今考えてございます。ただファミリー会員については免除という形をとっています。この入会金については会員証、カードをつくる際に当てるという考え方でいきます。年会費大人が2,000円、子どもが1,000円。ファミリー会員についてはその半額です。大人1人が会員になっている場合、2人目以降は半額の金額ということで考えてございます。

また、サークル等の参加費用として、1回あたり大人300円、子ども100円程度、例えばボール代とかシャトル代とかそういうものに当てるために参加費を徴収するということを考えてございます。

また、事業内容として今考えているのは、東町小学校の体育館、毎週火曜日の夜の時間帯をうまく使いながらスポーツ吹き矢を計画しています。それから、六本木中学校の体育館は大体毎月第2第4火曜日の夜間の時間帯にキンボールアンドボッチャー。ボッチャーというのはカーリング

に似たような、ボールを転がして、目標地点の近くにボールを寄せて点数を競うというような競技でございます。それから、麻布小学校体育館では、毎月第1から第3木曜日夜間にかけて太極拳を入れていきたい。それから南山小学校の体育館については、ラージボール卓球ですね。空き時間帯を使いながらこのようなものを考えていくということで、今想定をしております。

これは今月25日に設立運営委員会がございまして、その中で確定をしていきたいということでございます。

また、前回五味原委員からの宿題でございました補助金についてでございます。体育協会とスポーツ文化クラブの補助金二重になるのではないかとのご質問だったと思うのですが、それについて、それはなりませんということで今日お答えをしたいと思います。まず、体育協会の補助といたしましては、区民体育大会、それから講習会費、体育祭の啓発奨励費。またスポーツ少年団の育成費を補助するという形になってございます。これは補助金交付要領ですが、これに基づいてそのようなことでございます。加盟するチームとか個人には補助を出しません。

補助につきましては、例えば固定経費として備品等、電話、プリンター、パソコン、そういったものに充てたり、使用料、郵券、用具、賃金等の2分の1等を補助するというような定めがございますので、これらは二重になるということにはございません。こちらの方は、運営委員会の方に補助していくという形になります。体育協会の方は体育協会そのものに補助している形になりますので、二重になることはないと考えてございます。以上でございます。

○小島委員長 何かご質問ございますか。

○五味原委員 そうすると、今まで私が勝手に想像していたのかどうかは別として、スポーツは、ほかに自主クラブのないような種目ばかりでございますね。

○生涯学習推進課長 主にニュースポーツ系のものが多いかと思えます。グラウンドゴルフ、ほかフットサルとかバスケットボールとか既存のスポーツも中には取り入れているという考え方もございます。

○五味原委員 この前、フットサルであるとかといった既存のスポーツを大いにやらせたい。それで一つの問題点として出てくるのが、既存のクラブがある。これとのいかようにして整合性をつくっていくのか、お互いにシェークハンドできるのかというような問題点だったと思うのです。それから会場の使い方の問題で、今伺うとほとんどがウィークデーの夜でございますか。土日の昼間というのはないわけですね。

○生涯学習推進課長 日曜日等ございます。

○五味原委員 どこにあるのですか。

○生涯学習推進課長 南山小学校の日曜日の9時から11時帯を予定しています。

○五味原委員 これは何ですか。

○生涯学習推進課長 これはラージボール卓球です。

○五味原委員 全部体育館型ですよ。まずはスタートのときにこういうやり方をしなければ、よそとのいろいろと問題点があるからまずはという考えなのかも。これも考え方の一つだと思いますけれども。

それから、この文化クラブ、名前は文化クラブとなっているのですが、これに関してはいかなのでしょうか。

○生涯学習推進課長 文化クラブにつきましては、南山小学校ですか、ジャズバンドがあったり、あとはお琴のクラブがあったり、お囃子のクラブ、太鼓とか。そういったところを今やっているところとうまくやりながらやっていくというのと、あとは囲碁とか将棋をやりたいという方がいれば、そういった何かにも参加できるということを当座考えています。また、当座はスポーツを中心にやっていて、文化の面は徐々に広げていければと考えているところです。

あと、大変申しわけございません。既存の団体の中で、例えば少年サッカーのクラブがあるのですが、そこも会員になっていただいて、お互いに共存しながらやるという考え方もとってございます。やはり既存の団体でもやはりボール代とかいろいろ財政的にといいますが、それをこちらのスポーツ文化クラブに入ること、その辺はうまく埋められたら、お互いにメリットのあるところで共存していくということの考えもでございます。

○小島委員長 ほかにございますか。特にございませんか。

「閉 会」

○小島委員長 それでは本日の議題は全て終了しましたので、これをもって閉会といたします。次回は11月13日火曜日午前10時からの予定です。よろしくお願いいたします。

(午前11時02分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 小島 洋祐

港区教育委員会委員 高橋 良祐